

仕様書

1. 件名 酒田市各コミュニティ（防災）センターAEDの賃貸借【長期継続契約】

2. 設置場所

No.	名称	住所
1	松原コミュニティ防災センター	酒田市みずほ二丁目8番地の7
2	宮野浦学区コミュニティ防災センター	酒田市宮野浦二丁目3番3号
3	若浜学区コミュニティ防災センター	酒田市若浜町1番48号
4	富士見学区コミュニティ防災センター	酒田市曙町二丁目68番地の3
5	浜田学区コミュニティ防災センター	酒田市浜田一丁目10番3号
6	泉学区コミュニティ防災センター	酒田市ゆたか二丁目2番地の11
7	松陵学区コミュニティ防災センター	酒田市光ヶ丘三丁目1番1号
8	港南コミュニティ防災センター	酒田市入船町3番15号
9	琢成学区コミュニティ防災センター	酒田市北新町一丁目1番60号
10	亀ヶ崎コミュニティ防災センター	酒田市亀ヶ崎三丁目13番25号
11	西荒瀬コミュニティ防災センター	酒田市宮海字新林660番地
12	新堀コミュニティ防災センター	酒田市木川字アラコウヤ34番地
13	広野コミュニティセンター	酒田市広野字上通249番地
14	浜中学区コミュニティセンター	酒田市浜中字上村386番地の11
15	黒森コミュニティセンター	酒田市黒森字草刈谷地57番地の2
16	十坂コミュニティセンター	酒田市十里塚字村東山112番地の4
17	東平田コミュニティ防災センター	酒田市生石字登路田8番地の1
18	中平田コミュニティセンター	酒田市熊手島字中福島66番地
19	北平田コミュニティセンター	酒田市漆曾根字千刈13番地
20	上田コミュニティ防災センター	酒田市上野曾根字上中割49番地
21	本楯コミュニティセンター	酒田市本楯字新田目87番地の1
22	南遊佐コミュニティセンター	酒田市宮内字小楯62番地の1
23	一條コミュニティセンター	酒田市市条字村ノ前25番地の3
24	大沢コミュニティセンター	酒田市大蔵字二タ子213番地
25	日向コミュニティセンター	酒田市上黒川字家ノ東19番地の2
26	南部コミュニティセンター	酒田市地見興屋字前割9番地の1
27	山寺コミュニティセンター	酒田市山寺字見初沢165番地
28	松嶺コミュニティセンター	酒田市字山田20番地の1
29	内郷コミュニティセンター	酒田市相沢字鶴牧6番地
30	田沢コミュニティセンター	酒田市田沢字道ノ外105番地
31	郡鏡・山谷コミュニティセンター	酒田市郡山字上台134番地の1
32	南平田コミュニティセンター	酒田市飛鳥字契約場80番地
33	砂越・砂越緑町コミュニティセンター	酒田市砂越字楯之内60番地の1

3. 契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4. 賃貸借期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

5. レンタル機器

- ・自動体外式除細動器（AED）本体 各施設1セット
1セットには次のものを含む
 - ① バッテリー1個
 - ② 電極パッド2組
 - ③ レスキューセット1セット
 - ④ キャリングケース1個※小児対応機能も有すること
※ガイドンスは日本語であること
※薬事法に基づく承認を受けた機種であり、防水・防塵性はIP55以上であること
※「日本版救急蘇生ガイドライン2020」適合品であること
- ・AED設置表示シールまたはステッカー
 - ①数量：1枚
 - ②寸法：20cm×20cm程度※納入施設の設置場所等にAED設置施設であることを示すため

6. 参考機種

- ① 日本光電工業株式会社 カルジオライフAED-3100
- ② 日本光電工業株式会社 カルジオライフAED-3200
- ③ 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン ハートスタートHS1+e
- ④ フクダ電子株式会社 AEDベネハートC1A

※各施設に設置してある既存のAED収納BOXに収納できること。

（松原他31施設：壁掛型W500mm×D180mm（突起部除く）×H400mm
広野：床置型W330mm×D200mm×H530mm）

上記以外の機種で、仕様を満たす同等品で応札する場合は、次の手続きによること。

- ・別紙「同等品協議書」及び仕様や性能等の対比が可能な書類（比較書・パンフレット等）を添付の上、まちづくり推進課長に提出すること。
- ・同等品と認定した場合、「同等品協議書」の確認欄に課長印を押印の上、FAXするので、その写しを添付の上、「一般競争入札参加資格確認申請書」を契約検査課に提出すること。

7. 本体機能

毎日のセルフチェック機能付き

8. 消耗品メンテナンス

- ・定期交換用消耗品（バッテリー1個、電極パッド2組）の契約期間中の無償交換
- ・実使用時の消耗品（バッテリー1個、電極パッド2組、レスキューセット1セット）の契約期間中の無償交換
- ・耐用年数経過や通常保管管理状態の故障・破損・盗難時に機器を無償交換
- ・消耗品交換は貸付者が現地に赴き実施すること。その費用は賃貸借料に含むものとする。

9. 支払方法

賃貸借料は、1か月ごと支払うものとする。請求書の提出期日は、借受者の指示によるものとする。借受者は、正当な請求書を受領した日より起算して30日以内に支払うものとする。

10. その他

- (1) 貸付者は、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を有すること。
- (2) 本契約は、AED本体の当初設置費用と期間満了時の撤去費用を含む。
- (3) 本契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額または削除された場合は、この契約を解除することができる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、貸付者と借受者が協議し定めるものとする。
- (5) 入札金額は、「33施設分の月額（税抜）」を記載すること。落札業者は後日、「各施設ごとの1年間の金額」を一覧にしてまちづくり推進課へ提出すること。